

医療・看護技術研修用シミュレータ貸出要領

1. 目的

広島県内の各医療機関等での新人看護職員をはじめとする看護職員等の、医療・看護技術研修の実施にあたり、研修が効果的に行える体制を支援するため公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）が医療・看護技術研修用シミュレータの貸出しを行う。

2. 貸出器材

貸出器材は本会に配備されている別表のシミュレータとする。
ただし、フィジコに関しては、本会での受け渡しとし、業者による送付はできない。

3. 貸出対象者

広島県内の医療機関等で開催される技術研修とし、貸出の対象者は次のとおりとする。

- 1) 広島県内の医療機関等
- 2) 本会研修事業（支部を含む）
- 3) 看護師等学校養成所
- 4) その他会長が認める者

4. 貸出の受付

シミュレータの貸出を希望する者は、事前に本会へシミュレータの貸出の可否を確認する。貸出の受付は、研修予定月の3か月前の1日からとする。なお、原則として予約先着順とする。

5. 貸出の申請

貸出可能な場合は、医療・看護技術研修用シミュレータ貸出申請書（シミュレータ貸出 様式1）を本会会長に提出する。本会は申請書受理後、貸出しの手続きを取るものとする。

6. 貸出の方法

シミュレータの貸出は、本会での受け渡し又は、本会からの送付とする。本会での受け渡しの場合は原則として土・日・祝日を除く9:00～17:00までとする。送付の場合は、原則前日までに到着するよう発送する。

7. 貸出の期間

シミュレータの貸出期間は原則として7日以内とする。

8. 費用の負担

- 1) シミュレータの使用料は無料とする。
- 2) 送付に係る経費の負担は以下のとおりとする。
 - (1) シミュレータの運送料（本会からの送付及び返却に係る経費）は借受者の負担とする。
 - (2) 本会及び、本会支部が使用する場合、運送料は本会が負担する。

9. 使用上の留意事項

研修目的以外には使用しない。

使用後は点検内容を医療・看護技術研修用シミュレータ使用報告書（シミュレータ貸出 様式2）に記入の上、速やかに返却する。

故意または過失により器材を破損または紛失したものは、速やかに本会に報告し、それによって生じた損害を本会に賠償しなければならない。

附則
この要領は、平成25年3月16日から施行する。

附則
この要領は、平成26年1月18日から施行する。

附則
この要領は、平成26年11月9日から施行する。

附則
この要領は、平成27年3月14日から施行する。

附則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則
この要領は、平成29年1月21日から施行する。

附則
この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附則
この要領は、令和2年3月14日から施行する。

附則
この要領は、令和6年10月19日から施行する。

附則
この要領は、令和8年3月24日から施行する。

別表

シミュレータ名	メーカー名	計
リトルアン	レールダル	18 体
ベビーアン	レールダル	4 体
AEDトレーナー2	レールダル	14 台
気道管理トレーナー	レールダル	2 セット
フィジコ	京都科学	1 体
採血・静注シミュレータ“シンジヨーⅡ”(腕モデル2本入り)	京都科学	8 セット
導尿・浣腸シミュレータ 女性	京都科学	7 セット
導尿・浣腸シミュレータ 男性	京都科学	7 セット
吸引シミュレータ “Qちゃん”	京都科学	9 セット
かんごちゃん着ぐるみ		1 体

(※一部広島県の備品)